農 総 第 773 号 令和6年11月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

鹿児島市長 下鶴 隆央

市町村名	鹿児島市				
(市町村コード)		(46201)			
地域名		五ヶ別府町(笠木、三重野)			
(地域内農業集落名)	落名)	(笠木、三重野)			
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月10日			
		(第1回)			

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手が2名おり、施設野菜の栽培を行っているが、地域の多くの農地は狭小で、直売所向けや自家消費の野菜を生産している。また、引き受け可能面積よりも規模縮小意向の面積が大きいことから、遊休農地の増加が懸念される。畑かん施設も整備されているが、施設が古いことから修繕が必要となってくる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

引き続き、	、施設野菜や露地野菜	菜の栽培を行う。		

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

• •		27 192	
	区均	内の農用地等面積	5.62 ha
		うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	5.62 ha
		(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地のうち、農業に利用されている農地(山林化等復旧不可能な農地は除く)を区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農民	用地	の効率的かつ総合的な	利用	を図るために必要な事	項				
	(1)農用地の集積、集約化の方針									
	今後は高齢化等により、離農者が増える事が予想されることから、農地を担い手へ集積させていく。									
	(2)農地中間管理機構の活用方 (2)									
	耕作者が離農する前に情報を把握し、離農予定地近くに農地を持つ担い手に伝え、双方の意見を調整したうえで、貸し信が成立するようであれば、農地中間管理機構を通じて契約を行う。							,借り		
	(3)基盤整備事業への取組方針	ł								
	今のところ取り組む予定はない	が、	状況に応じて検討する。							
	(4)多様な経営体の確保・育成の	の取								
	地域内外から担い手となりうる多様な経営体を募り、育成していくため、関係機関と連携し、新たな担い手となるように育成に取り組んでいく。							育成		
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針									
	農作業委託サービス事業体が近くに存在しないため、農家間での連携を進める。									
	以下任意記載事項(地域の実情	に応	じて、必要な事項を選択	₹し、	取組方針を記載してく	ださ	(1)			
	☑ ①鳥獣被害防止対策 □] ②	有機∙減農薬∙減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等	
	□ ⑥燃料・資源作物等 □] (7	保全•管理等		⑧農業用施設	1	9その他			
	【選択した上記の取組方針】 ①残渣処理や侵入防止柵の整備	帯なる	ど総合的な対策に取り組	む。						